

KDDI 3LM Security用アプリケーションソフトウェア利用規約（位置情報等提供サービス向け。位置情報の送信等に係る同意事項を含む）

KDDI 3LM Security（以下「本サービス」）は、KDDI株式会社（以下「当社」）が位置情報等提供サービス契約約款（以下「本約款」）に基づき提供する電気通信サービスであり、再販サービス（本サービスを利用して提供される本サービスと同等の電気通信サービスをいい、以下本サービスとあわせて「本サービス等」）は、別の電気通信事業者（以下「再販事業者」といい、以下当社とあわせて「当社ら」）がその契約約款等（本約款とあわせて以下「本約款等」）に基づき提供するものです。

標記のアプリケーションソフトウェア（以下「当アプリ」）を搭載した端末機器（以下「当端末」）を操作し、ユーザID（本約款等に定める本サービス等の契約者を特定可能な英字、数字及び記号の組み合わせをいう。以下同じ）等を当社らが別途指定する電気通信設備に登録すること（以下「アクティベーション」）により、当該ユーザIDで特定される本サービス等の契約者（以下「管理者」）は、この3LM Securityサービス用アプリケーションソフトウェア利用規約（以下「当規約」）に定めるセキュリティ機能、端末管理機能及びセキュアアクセス機能等（以下あわせて「当機能」）を利用して当端末を管理することができるようになります。

【ご注意】

アクティベーションを実行することにより、当端末に紛失、盗難等があった際、当端末の内部データを消去し、当端末の位置情報を取得することや、管理者が不適切と判断したアプリケーションの当端末へのインストールを制限する等、当機能を利用した当端末の管理を行うことができるようになりますが、一旦、当端末についてアクティベーションを実行した場合、管理者がそのアクティベーションを廃止し、又は当端末を工場出荷時の状態に初期化するまでは、その管理を終了させることができないこととなります。

よって、当機能による当端末の管理を希望しない場合、当機能の内容や管理者が不明確の場合等は、当アプリのアクティベーションは行わないでください。

1. 当社は、当端末の利用者（以下「利用者」）に対し、1の当端末ごとに、一の非独占的な当アプリの利用権を無償で許諾します。
2. 利用者は、当規約にご同意いただけない場合、当アプリを一切使用することはできません。当社らは、利用者が当アプリを搭載している当端末を占有していることをもって、その使用態様の如何を問わず、利用者が当規約に合意しているものとして取り扱うことができるものとします。
3. 当社は、当規約を次のサイトに掲示します。また、当社は、当規約を変更することがあり、この場合には、当アプリの使用に関する条件は、変更後の当規約によるものとします。

【当規約を掲載するサイト】

http://www.kddi.com/business/customer/3lm_security/pdf/3lm_security_kiyaku.pdf

4. 当社は、利用者にとって不利となる当規約の変更を行う場合、あらかじめ上記サイトに掲示することにより、個別の通知及び説明に代えさせていただくことができるものとします。

5. 利用者は、管理者が次の各号に定める当機能を利用してアクティベーション後の当端末を管理し、当端末に係る位置情報等の情報を取得等することについて承諾していただきます。この場合において、当端末の管理者は一人に限られるものとします。

(1) セキュリティ機能

セキュリティ機能には、次のロック機能、ワイプ機能及びデータ暗号化機能があります。

① ロック機能

当端末宛に届いた管理者のリモート端末操作の情報に基づき、当端末をロック状態（電源投入又は電源切断以外の当端末による操作が制限された状態をいう。以下同じ）に設定し、及び当該ロック状態を解除するための文字列（以下「パスワード」）を設定する指示を当端末に与えると同時に、当該指示が実行された旨をインターネットを介して管理者の利用に係る本設備（本サービス等において当社らが管理者の用に供する電気通信設備をいう。以下同じ）に宛てて送信する機能

② ワイプ機能

当端末宛に届いた管理者のリモート端末操作の情報に基づき、当端末及び当端末に接続された外部メモリ媒体に保存されている情報を消去し、又は当端末の設定（当社が別に定めるものを除く）を初期化する指示を当端末に与えると同時に、当該指示が実行された旨及び当端末の位置情報をインターネットを介して管理者の利用に係る本設備に宛てて送信する機能

③ データ暗号化機能

当端末宛に届いた管理者のリモート端末操作の情報に基づき、当端末及び当端末に接続された外部メモリ媒体に保存されている情報を当社が別に定める方法で暗号化する指示を当端末に与えると同時に、当該指示が実行された旨をインターネットを介して管理者の利用に係る本設備に宛てて送信する機能

(2) 端末管理機能

端末管理機能には、次の位置情報送信機能、イベントリ情報等送信機能、デバイス管理機能、パスワードポリシー設定機能、アプリケーション管理機能、パーミッション管理機能及び定期通信機能があります。

① 位置情報送信機能

次のいずれかの事由が生じた場合、当端末を鳴動させ、又は鳴動させることなく、かつ当端末の表示画面に位置情報を送信する旨を示す表示を行いつつ、当端末の位置情報（当端末のおおよその位置を表す情報をいう。以下同じ）をインターネットを介して管理者の利用に係る本設備に宛てて送信する機能

ア 当端末（管理者への位置情報の送信を許容する設定がされているものに限る）

宛に管理者のリモート端末操作の情報が届いたとき

イ 当端末（管理者への位置情報の送信を許容しない設定がされているものに限る）

宛に管理者のリモート端末操作の情報が届いたとき

ウ 当端末（管理者への位置情報の送信を許容する設定がされているものに限る）

から⑦に定める定期通信機能による本設備への接続があったとき

エ 当端末（管理者への位置情報の送信を許容しない設定がされているものに限る）

から⑦に定める定期通信機能による本設備への接続があったとき

② インベントリ情報等送信機能

次のいずれかの事由が生じた場合、インベントリ情報（当端末のオペレーションソフトウェアのバージョン情報、電話番号、通信機器としての固有情報等をいう。以下同じ）をインターネットを介して管理者の利用に係る本設備に宛てて送信する機能

ア 当端末宛に管理者のリモート端末操作の情報が届いたとき

イ 当端末を起動したとき

ウ ⑦に定める定期通信機能による本設備への接続があったとき

エ アクティベーションを行ったとき

③ デバイス管理機能

当端末宛に届いた管理者のリモート端末操作の情報に基づき、当端末上のデバイス（当端末上に搭載されたBluetooth ™、FeliCa ™、Wi-Fi、カメラ、ワンセグ、赤外線等に係る装置をいう）の動作又は操作に関する条件、制限等（デバイス自体の動作範囲又は操作可否のほか、デバイスを利用した通信の方式、通信先等に関する条件、制限等を含む）を設定、変更等する機能

④ パスワードポリシー設定機能

当端末宛に届いた管理者のリモート端末操作の情報に基づき、当端末のパスワードポリシー（パスワードとして利用可能な文字の種別及び文字数、当端末に誤ったパスワードが連続して入力された場合のロック状態となるまでの回数並びにパスワードの有効日数をいう。以下同じ）を設定し、又は変更する機能

⑤ アプリケーション管理機能

当端末宛に届いた管理者のリモート端末操作の情報に基づき、当端末に次の動作を実施させる機能

ア 当端末に搭載されているアプリケーションソフトウェアに関する情報をインターネットを介して管理者の利用に係る本設備に宛てて送信する動作

イ 管理者が指定した当端末に搭載されているアプリケーションソフトウェアを消去し、又は動作しないよう設定する動作

ウ 管理者がブラックリスト方式（当端末での使用を禁止するアプリケーションソフトウェア（以下「ブラックリストアプリ」）を直に指定する方式をいう）を選択した場合において、ブラックリストアプリの当端末への搭載を制限する動作

エ 管理者がホワイトリスト方式（当端末での使用を許可するアプリケーションソフトウェア（以下「ホワイトリストアプリ」）を指定することにより、当端末での使用を禁止するアプリケーションソフトウェアを間接的に指定する方式をいう）を選択した場合において、ホワイトリストアプリ以外のアプリケーションソフトウェアの当端末への搭載を制限する動作

オ 管理者が指定するアプリケーションソフトウェアを当端末に自動で搭載させる動作

⑥ パーミッション管理機能

当端末宛に届いた管理者のリモート端末操作の情報に基づき、当端末に搭載されているアプリケーションソフトウェアごとのパーミッション（アプリケーションソフトウェアが制御可能な範囲（当端末上の各機構の範囲及びその動作範囲をいう）を定めたものをいう）を設定、変更等する機能。

⑦ 定期通信機能

当端末宛に届いた管理者のリモート端末操作の情報に基づき、当端末がインターネットを介して定期的かつ自動的な本設備への接続を行うよう設定する機能

(3) セキュアアクセス機能

端末管理機能には、次のVPN機能があります。

・VPN機能

当端末宛に届いた管理者のリモート端末操作の情報に基づき、当端末から行う通信について、その通信先に応じて、当社が別に定める通信方式を利用した論理的通信路の設定の条件、有無等を選択等することができる機能

6. 利用者は、当端末を第三者に利用させる場合、事前に、当該第三者の当規約に対する同意を得るとともに、管理者に対してその旨告知するものとします。
7. 利用者は、管理者が当機能を用いて削除等した情報は復元できないことを予め承諾していただきます。
8. 管理者がデータ暗号化機能を利用する場合、利用者は次の事項を承諾していただきます。
 - (1) 当端末に搭載されているアプリケーションソフトウェアに関する情報が暗号化された場合に、これを暗号化されていない状態に戻すには、当該アプリケーションソフトウェアに関する情報を初期化する必要があること
 - (2) 当端末又は当端末に接続された外部メモリ媒体に保存されている情報が暗号化されている状態でアクティベーションが廃止された場合に、これを暗号化されていない状態に戻すには、その当端末又は当端末に接続された外部メモリ媒体を初期化する必要があること。
9. 管理者がワイプ機能を利用する場合、利用者は次の事項を承諾していただきます。
 - (1) 当端末の機種により全部又は一部の当機能が利用できないことがあること。
 - (2) 当端末上の位置情報の送信を制限する設定が施されている場合であっても、当機能によって、位置情報が管理者に送信されること。
 - (3) ワイプ機能実施後、当端末の発着信履歴における通信相手先の氏名等の情報が表示されなくなること。
10. 位置情報の測位、精度及び送信は周辺環境(測位場所、天候等)、通信状況等の影響を受けることがあるため、当社らは位置情報の測位、精度及び送信に関して一切保証しないものとします。
11. 次の場合、当機能又は当アプリの全部又は一部が有効に機能しない場合があります。
 - (1) 当端末においてインターネットを利用した通信が利用できないとき
 - (2) 当端末が当機能又は当アプリの全部又は一部に対応していないとき
 - (3) 電池の消耗その他の理由により、当端末に十分な電力が供給されないとき、又は電源が投入されていないとき
 - (4) 電波状態が悪いとき、その他安定した通信を行うことができないとき
 - (5) 当端末上の設定により当アプリ、当機能又は通信の実行が制限等されているとき(当端末の紛失後、当端末を拾得した第三者が、当アプリを消去したときを含む)
 - (6) 当端末上で他の機能(通話、データ通信等の各種機能をいう)を実行、操作等しているとき
 - (7) 当端末上に、当アプリが動作するためのメモリ容量が十分でないとき、その他技術上の支障があるとき

- (8) 当端末の電話番号が変更されたとき、又は本設備に設定された当端末に係る情報が変更、抹消等されたとき
 - (9) 管理者の使用に係る本設備の記憶容量が上限に達したとき
 - (10) 管理者による本サービス等の利用が終了したとき
12. 当社の定める契約約款に明記がある場合を除き、当社は、当アプリの利用に関して利用者又は管理者その他の第三者（再販事業者を含む）に生じた損害について一切責任を負いません。また、当端末の利用者は、自己の自由意志で当アプリを利用するものとし、当アプリに関し、管理者や第三者との間で紛争等が発生した場合、自己の費用と責任で一切を解決し、当社に何らの損害等も被らせないものとします。
 13. 当端末の起動又は当機能の実施の際、当端末に通信料金がかかることがあります。
 14. 当アプリに関する著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む一切の権利は、当社又はそれら権利を有する第三者に帰属します。当社は、当規約に定める場合を除き当アプリについて、当社に無断で複製、改変、解析、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案、送信、転載、記録、再許諾、権利の登録、出願等及び本サービス等と無関係な利用を行うことを禁止します。
 15. 利用者は、当規約に違反した結果、当社又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償していただきます。
 16. 利用者は、当アプリに関する関係法令（外国為替及び外国貿易法及びその関係法令等を含む）を遵守するものとします。
 17. 当社は当アプリが第三者の権利を侵害していないこと及び本サービス等以外で使用されることについて、何も保証するものではありません。万一、当アプリが第三者の権利を侵害し、又はその虞があると判明したときは、利用者は速やかに、当社らの指示に従って、当端末を工場出荷時の状態に初期化する等の対応を行うものとします。
 18. 当規約は、アクティベーションが廃止となった後であっても、当アプリが当端末に搭載されている期間中有効に存続するものとします。

附 則

（実施期日）

当規約は、平成23年11月21日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成 24 年 1 月 24 日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成 24 年 5 月 21 日から実施します。